		私立の教育・保育施設							
		幼保連携型認定こども園	保育所	幼稚園	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園		
施設の概要		幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、また、地域における子育て支援を行う施設	保育を必要とする乳児・幼児を日々 保護者の下から通わせて保育を行う ことを目的とする施設(児童福祉法第 39条第1項)	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設(学校教育法第22条)	認可保育所で、保育が必要な子ども 以外の子どもも受け入れるなど、幼 稚園的な機能を備えることで、就学 前の子どもに幼児教育・保育を提供 し、また、地域における子育て支援を 行う施設	認可幼稚園で、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、また、地域における子育て支援を行う施設	幼稚園・保育所いずれの認可もないが、地域の教育・保育施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、また、地域における子育て支援を行う施設		
	1号認定こども (3歳以上の教育認定 児)	0		0	0	0	0		
利用者	2号認定こども(3歳以上 の保育認定児)	0	0		0	0	0		
	3号認定こども(3歳未満 の保育認定児)	0	0		0	0	0		
定員		20人以上	20人以上	規定なし	20人以上	20人以上	20人以上		
設置主体		学校法人又は社会福祉法人 (学校法人については、いわゆる附 則6条園(旧102条園)として個人立等 の例外あり) (移行措置あり)	認可上は制限なし 確認上は法人に限る(移行措置あり)		認可上は制限なし 確認上は法人に限る(移行措置あり)	原則として学校法人 (いわゆる附則6条園(旧102条園)と して個人立等の例外あり) (移行措置あり)	制限なし 確認上は法人に限る(移行措置あり)		
根拠法		認定こども園法第2条第7項	児童福祉法第39条第1項	学校教育法第22条、第23条	児童福祉法第39条第1項 認定こども園法第3条第1項	学校教育法第22条、第23条 認定こども園法第3条第1項	児童福祉法第59条、第59条の2 認定こども園法第3条第1項		
給付		施設型給付	施設型給付 (委託費として事業者に支弁)	施設型給付(新制度移行園) 私学助成(新制度未移行園※市内に ある施設はこちらに該当)	施設型給付	施設型給付	施設型給付		
許認可の種別		認可	認可	認可	認定 (保育所の認可が前提)	認定 (幼稚園の認可が前提)	認定		
許認可権 許認可に基づく指導監査権		都道府県・指定都市・中核市	都道府県・指定都市・中核市	都道府県	都道府県・指定都市・中核市	認定こども園の認定・指導監査は都 道府県・指定都市・中核市 幼稚園の認可:・指導監査は都道府 県	郑送应俱。华宁郑市。 市核市		
許認可に係る審議(意見聴取)機関		子ども・子育て会議(市)	社会福祉審議会(市)	私立学校審議会(県)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)		
確認権 確認・給付に基づく指導監査権		市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村		
確認に係る審議(意見聴取)機関		子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)		
第2種社会福祉事業に該当するか		該当する	該当する	該当しない (公益事業に該当する)	該当する(保育所として)	該当しない	該当しない		
姫路市内施設数		41施設	16施設	1施設	18施設	6施設	3施設		
税法上の優遇措置 ex. 登=登録免許税法、固=地方税 法上の優遇措置		社会福祉法人、学校法人、公益社団 法人、公益財団法人 (登:別表第3の1の2·5の2·10·12、 固:第348条第2項第10の4号)	社会福祉法人、学校法人、公益社団 法人、公益財団法人、宗教法人 (登:別表第3の1の2·5の2·10·12、 固:第348条第2項第10の3号)	学校法人、宗教法人 (登:別表第3の1の2·12、固:第348 条第2項第9号)	社会福祉法人、学校法人、公益社団 法人、公益財団法人、宗教法人 (登:別表第3の1の2·5の2·10·12、 固:第348条第2項第10の4号)	学校法人、宗教法人 (登:別表第3の1の2·第3の12、固: 第348条第2項第10の4号)	社会福祉法人、学校法人、公益社団 法人、公益財団法人、宗教法人 (登:別表第3の1の2·5の2·10·12、 固:第348条第2項第10の4号)		

			届出保育施設				
		小規模保育事業(A·B·C型)	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	(認可外保育施設)	
事業の概要		比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、B型(中間型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)の3類型	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育 ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本 とするきめ細やかな保育を実施	保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長、中核市市長を含む。)が認可している認可保育所、地域型保育事業を行う事業所以外の施設	
利用者	1号認定こども (3歳以上の教育認定 児)					0	
	2号認定こども(3歳以 上の保育認定児)					0	
	3号認定こども(3歳未 満の保育認定児)	0	0	Ο	0	0	
利用者規模		6~19人(C型については6人~10人)	家庭的保育者1人につき、子ども3人 ※家庭的保育補助者がいる場合は子ど も5人まで	保育所型事業所内保育事業所について は20人以上 小規模型事業所内保育事業所について は19人以下	1対1が基本 定員の規定はなし	形態により様々	
事業主体		市町村・民間事業者等(法人格は不問)	市町村・民間事業者等(法人格は不問)	事業主等(法人格は不問)	市町村・民間事業者等(法人格は不問)	制限なし	
根拠法		児童福祉法第6条の3第10項	児童福祉法第6条の3第9項	児童福祉法第6条の3第12項	児童福祉法第6条の3第11項	児童福祉法第59条、第59条の2	
給付		地域型保育給付	地域型保育給付	地域型保育給付	地域型保育給付	基本的にはなし	
許認可の種別		認可	認可	認可	認可	届出	
許認可権 許認可に基づく指導監査権		市町村	市町村	市町村	市町村	都道府県・指定都市・中核市	
許認可に係る審議(意見聴取)機関		社会福祉審議会(市)	社会福祉審議会(市)	会福祉審議会(市) 社会福祉審議会(市)		_	
確認権 確認・給付に基づく指導監査権		市町村	市町村	市町村	市町村	市町村(特定子ども・子育て支援 施設等として)	
確認に係る審議(意見聴取)機関		子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	子ども・子育て会議(市)	_	
第2種社会福祉事業に該当するか		該当しない	該当しない	該当しない	該当しない 該当		
姫路市内事業者、施設数		姫路市内には該当事業なし	姫路市内には該当事業なし	姫路市内には該当事業なし (事業所内保育事業の内容を届出保育 施設として行う施設はある)	姫路市内には該当事業なし (居宅訪問型保育事業の内容を届出保 育施設として行う施設はある)	98施設 (届出:92施設 届出対象外:6施 設)	
税法上の優遇措置(非課税措置) ex. 登=登録免許税法、固=地方税法上 の優遇措置			社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人のみあり(登:別表第3の1の2・5の2・10・12、固:第349条の3第27項)	社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人のみあり(登:別表第3の1の2・5の2・10・12、固:第348条第2項第10の10号・第348条の3第29項	(登:課税、固:第349条の3第28項)	課税	